一般社団法人日本原子力学会

1002-15-01

計算科学技術部会　部会賞表彰細則

2018 年 8 月 3 日　2018 年度第 2 回計算科学技術部会運営小委員会承認

（目的）

第１条　本細則は「計算科学技術部会規約」第 1 条，第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第 1 条に基づき，計算科学技術部会部会賞（以下，「部会賞」という）の内容について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　原子力における計算科学技術分野の発展や進歩をうながすことを目的として，この方面において顕著な貢献をした個人またはグループに対し，部会賞を贈呈する。

（表彰の種類，対象，数，要件）

第３条　部会賞に下記賞を設ける。

（１）部会功績賞：計算科学技術分野において幅広くかつ顕著な貢献のあった個人を対象とし，毎年 1 名以内とする。

（２）部会業績賞：計算科学技術分野において顕著な学術または技術上の業績のあった個人またはグループ（連名）を対象とし，毎年 2 件以内とする。原則として，当該年度の応募締切日時点で，学会和文論文誌あるいは英文論文誌のいずれかに，論文が掲載されていることを条件とする。

（３）部会奨励賞：計算科学技術分野において顕著な学術または技術上の業績のあった，おおむね 40 才まで（当該年度 3 月 31 日において）の個人を対象とし，毎年 3 名以内とする。少なくとも，応募締切日時点で学会が主催ないしは共催する国内外の会議等で口頭発表の実績を有していることを条件とする。

（４）部会 CG 賞：原子力の計算科学技術分野において結果の表示・可視化について優秀な業績のあった個人またはグループ（連名）を対象とし，毎年 2 件以内とする。 少なくとも，応募締切日時点で国内外の会議等で口頭発表の実績を有していることを条件とする。

（５）部会学生優秀講演賞：計算科学技術分野において，他の模範となる講演を行った学生を対象とし，毎年 4 名程度とする。日本原子力学会「春の年会」あるいは「秋の大会」での計算科学技術セッション（区分コード 305-1）で口答発表していることを条件とする。

（６）部会功労賞：計算科学技術部会の発展に顕著な功労のあった個人を対象とし，毎年 2 名以内とする。

２　部会賞受賞者は，原則として計算科学技術部会部会員とする。

（選考方法）

第４条　部会賞推薦書の様式，公募時期，選考手順等については，別途定める。

（応募）

第５条　部会賞の公募は，計算科学技術部会ホームページ上でおこなう。部会賞の推薦は自薦および他薦とし，所定の用紙にて部会長宛て提出する。

（表彰小委員会）

第６条　表彰小委員会が部会賞の選考と決定の任にあたる。表彰小委員会委員長および委員は部会長が指名し，運営小委員会の議を経て決定する。

（表彰時期）

第７条　部会賞は「春の年会」における部会全体会議において表彰する。

（選考結果報告）

第８条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第９条　本細則の改定は，運営小委員会の発議に基づき，部会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

（その他）

第 10 条　本細則で定められていない事項については，運営小委員会において協議する。

附則

1　平成 24 年 3 月 21 日　計算科学技術部会全体会議制定，同日施行

2　改定履歴

①　平成 15 年 10 月　「計算科学技術部会表彰規定」として第 1 回計算科学技術部会総会制定

②　平成 21 年 3 月　第 7 回計算科学技術部会総会改定

③　平成 23 年 3 月 21 日　第 10 回計算科学技術部会全体会議改定

④　平成 24 年 3 月 21 日　学会管理の内規に変更。第 11 回計算科学技術部会全体会議制定

⑤　平成 27 年 9 月 9 日　第 18 回計算科学技術部会全体会議承認，平成 27 年 12 月 14 日第 2 回部会等運営委員会報告，平成 28 年 1 月 26 日　第 6 回理事会報告

⑥　平成 28 年 8 月 19 日　「計算科学技術部会部会賞表彰細則」に変更　平成 28 年度第 2 回計算科学技術部会運営小委員会承認，平成 28 年 9 月 8 日　第 20 回計算科学技術部会全体会議報告，平成 28 年 9 月 21 日　部会等運営委員会メール報告，平成 29 年 3 月 21 日　第 7 回理事会報告

⑦　2018 年 8 月 3 日　第 2 回計算科学技術部会運営小委員会承認, 2018 年 9 月 7 日　第 24 回計算科学技術部会全体会議報告，2018 年 9 月 20 日　部会等運営委員会メール報告，

2018 年 9 月 27 日　第 3 回理事会報告

附則

1　平成 27 年 9 月 9 日承認の内規は，計算科学技術部会全体会議承認の日から施行する。

2　平成 28 年 8 月 19 日承認の細則は，計算科学技術部会運営小委員会承認の日から施行する。

3　2018 年 8 月 3 日承認の細則は，計算科学技術部会運営小委員会承認の日から施行する。